

ID: 543

担当部署: 都市整備課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<b>【基準】</b> 法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日